

令和8年第7回国分寺市農業委員会総会議事録

令和8年7月17日(金)午前9時30分

第7回国分寺市農業委員会総会を市役所会議室201に召集する。

出席委員 (14名)	1番 吉野 賢一	2番 関田 和雄	3番 鈴木 孝幸	4番 濱野 周泰
	5番 鈴木 秀男	6番 草ヶ谷 誠一	7番 須崎 忠男	8番 平野 孝行
欠席委員 (1名)	9番 鈴木 弘子	10番 笛田 弥生	11番 川窪 光一	12番 小柳 弘
	13番 中村 秀雄	14番 栗原 啓輔	15番 本多 佳郎	
事務局 出席職員	事務局長 飯塚 達儀 係長 井岡 裕輝 係 遠藤 太一			

< 議事日程 >

日程第1 開会と署名委員指名

日程第2 前回会議録の承認

日程第3 会長等の報告

日程第4 議案審議

議案第1号 相続税の納税猶予に関する適格者証明書の交付について

議案第2号 相続税の納税猶予に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明書の交付について

日程第5 報告事項

報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出に係る専決処理について

報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出に係る専決処理について

報告第3号 第66回企業的農業経営顕彰事業の推薦について

報告第4号 第46回農業後継者顕彰事業の推薦について

報告第5号 生産緑地バンクについて

日程第6 その他

議長（鈴木秀男）は令和8年第7回国分寺市農業委員会総会の開会を宣言した。

○ 日程第1 開会と署名委員指名

議長は、議事録署名委員について、次の2名を指名した。

4番 濱野 周泰 6番 草ヶ谷 誠一

○ 日程第2 前回会議録の承認

事務局提示のとおり前回会議録は承認された。

○ 日程第3 会長等の報告

6月23日 国分寺市農業祭夏果菜品評会（鈴木会長）

- 6月25日 農業後継者顕彰事業に係る推薦受諾依頼（須崎職務代理・平野委員）
- 7月4日 国分寺市市民農業大学交流会（須崎職務代理・中村委員）
- 7月6日 企業的農業経営顕彰事業に係る推薦受諾依頼（鈴木会長）
- 7月8日 国分寺親和会第54回定期総会（鈴木会長）
- 7月9日 第2回いきいき農園栽培アドバイス会（草ヶ谷委員）

○ 日程第4 議案審議

- 議案第1号 相続税の納税猶予に関する適格者証明書の交付について**
 議長は、議案第1号1～3番を議題とすることを告げ、事務局説明後、1番を本多委員、2番を小柳委員、3番を栗原委員に現地調査報告を求めた。
- 本多委員 議案第1号1番について、7月3日に、小柳委員、私と事務局で現地調査を行った。
 当該農地では、ハナミズキ、コニファー等の植木類やミカン等の果樹類が栽培されており、全て適切に肥培管理されていた。
- 小柳委員 議案第1号2番について、7月3日に、本多委員、私と事務局で現地調査を行った。
 当該農地では、ツツジ、ヒメシャラ等の植木類やミョウガ等の野菜類が栽培されており、全て適切に肥培管理されていた。
- 栗原委員 議案第1号3番について、7月6日に、鈴木会長、私と事務局で現地調査を行った。
 当該農地では、ナシ、ビワ等の果樹類やナス等の野菜類が栽培されており、全て適切に肥培管理されていた。
- 議長 本議案について審議の結果、各委員の確認することに異議がないので、議案第1号1～3番について全員一致で承認とする。
- 議案第2号 相続税の納税猶予に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明書の交付について**
 議長は、議案第2号1～6番を議題とすることを告げ、1・2番を小柳委員、3番を本多委員、4番を関田委員、5・6番を川窪委員に現地調査報告を求めた。
- 小柳委員 議案第2号1番について、7月3日に、本多委員、私と事務局で現地調査を行った。
 当該農地では、シクラメン・ペゴニア等の花き類のほか、サツマイモの苗が栽培されており、全て適切に肥培管理されていた。
 なお、筆の一部について、トイレ部分を相続税納税猶予適用農地から、適正に除外していることを確認した。
 議案第2号2番について、7月3日に、本多委員、私と事務局で現地調査を行った。
 当該農地では、ナス・トウモロコシ等の野菜類のほか、アジサイ等の花き類が栽培されており、全て適切に肥培管理されていた。
- 本多委員 議案第2号3番について、7月3日に小柳委員、私と事務局で現

地調査を行った。

自宅隣接東側の農地では、モミジ・ジョウリョクヤマボウシ等の植木類が、自宅南側の農地では、ウメ・マツ等の植木類が、東元町四丁目北側農地では、ウメ等の植木類やアジサイが栽培されており、全て適切に肥培管理されていた。

関田委員 議案第2号4番について、7月6日に吉野委員、川窪委員、私と事務局で現地調査を行った。

自宅隣接農地では、カキ・ブルーベリー等の果樹類のほか、サトイモ等の野菜類が、並木町の農地ではクリが栽培されており、全て適切に肥培管理されていた。

川窪委員 議案第2号5番について、7月6日に吉野委員、関田委員、私と事務局で現地調査を行った。

北町四丁目農地では、サトイモが栽培されており、残りの農地は作付け準備中で、全て適切に肥培管理されていた。

議案第2号6番について、7月6日に吉野委員、関田委員、私と事務局で現地調査を行った。

新町の農地では、ネギ・オクラ等の野菜類のほか、カキ等の果樹類が、並木町の農地では、トウモロコシ・サトイモ等の野菜類のほか、ブルーベリー・スイカ等の果樹類が栽培されており、全て適切に肥培管理されていた。

なお、筆の一部について、直売所部分と稲荷部分を相続税納税猶予適用農地から、適正に除外していることを確認した。

議長 本議案について審議の結果、各委員の確認することに異議がないので、議案第2号1～6番について全員一致で承認とする。

○ 日程第5 報告事項

報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出に係る専決処理について
報告第1号について、事務局より資料を基に3件報告した。

報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出に係る専決処理について
報告第2号について、事務局より資料を基に4件報告した。

報告第3号 第66回企業的農業経営顕彰事業の推薦について
報告第3号について、前回総会の審議を経て推薦を決定した候補者から推薦の受諾を得られた旨を事務局より資料を基に報告した。

報告第4号 第46回農業後継者顕彰事業の推薦について
報告第4号について、前回総会の審議を経て推薦を決定した候補者から推薦の受諾を得られた旨を事務局より資料を基に報告した。

報告第5号

生産緑地バンクについて

報告第5号について、事務局より資料を基に報告した。

事務局

これまでの総会で協議いただいた内容を基に実施規則と各様式の事務局案を作成した。

実施規則について、実施主体を国分寺市農業委員会及び東京むさし農業協同組合としている。

貸付希望者については、「生産緑地バンク登録申請書」に農地の所在地や希望の貸借の内容等を記入し、必要書類を添付して提出いただく。登録事項に変更がある場合には、「農地登録変更届出書」を提出いただく。登録した農地は、登録した翌年度の4月1日から起算して3年が経過するか「登録抹消届出書」を提出すると抹消される。

次に借受希望者については、「借受希望者登録申請書」に本人の住所や氏名、希望する借受の条件等を記入していただく。借りたい人が誰でも登録できるわけではなく、農地を耕作するに当たり、資材や技術等が備わっていないと登録できない。こちらも登録した翌年度の4月1日から起算して3年が経過するか「登録抹消届出書」を提出すると登録内容が抹消される。

農業委員会は、双方の情報を突合し、要件が合致する場合に双方へ必要な登録情報を提供する。情報提供を受けた借受希望者は、借受を希望する場合、「農地借受希望申込書」を提出する。その後、農業委員会から貸付希望者に借受希望があった旨を通知する。契約に向けては、必要に応じて農業委員会が支援を行う。借受希望者が複数名いた場合は、実施規則の優先順位に従い、決定する。

現在、法務の担当と調整しているため、今後内容に修正が入る可能性はある。

議長
中村委員

委員から質問はないか。

実施主体について、実施規則の条文で「農業委員会は」とされていたり、「実施主体は」とされていたりと農業委員会とJAの役割が整理できていないように思う。

また、借受希望者が複数あった場合については、実施規則で優先順位を定めるのではなく、貸付希望者が決定した方が良いのではないか。

当事者間の貸借条件の協議の際に実施主体が「支援する」との記載があるが、支援とは具体的に何をするのか。

本多委員
事務局

実施主体は、市が全く絡まないことになるのか。

各市の規則をそれぞれ参考にした関係により、条文同士の整合性が取れてない部分がある。並行して市の法務担当にも確認をしてもらっている。実施主体については、農業委員会とJAで整理していく方向である。農業委員の任期満了のタイミングで恐縮だが、後日気付いた点等があれば、助言いただきたい。

議長

任期満了で継続しない委員についても今後意見があれば、遠慮なく連絡していただきたい。

○ 日程第6 その他

上記の会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和8年7月17日
国分寺市農業委員会
会長 鈴木 秀男

署名委員

署名委員